

中国ネットビジネスにおける知財対策

ジェトロ広州事務所は、このほど広東省広州市にて現地日系企業向けの知的財産対策セミナーを開催した。中国でのネットビジネスの拡大に伴う知的財産権対策と留意点について知的財産権分野の専門家が講演した。

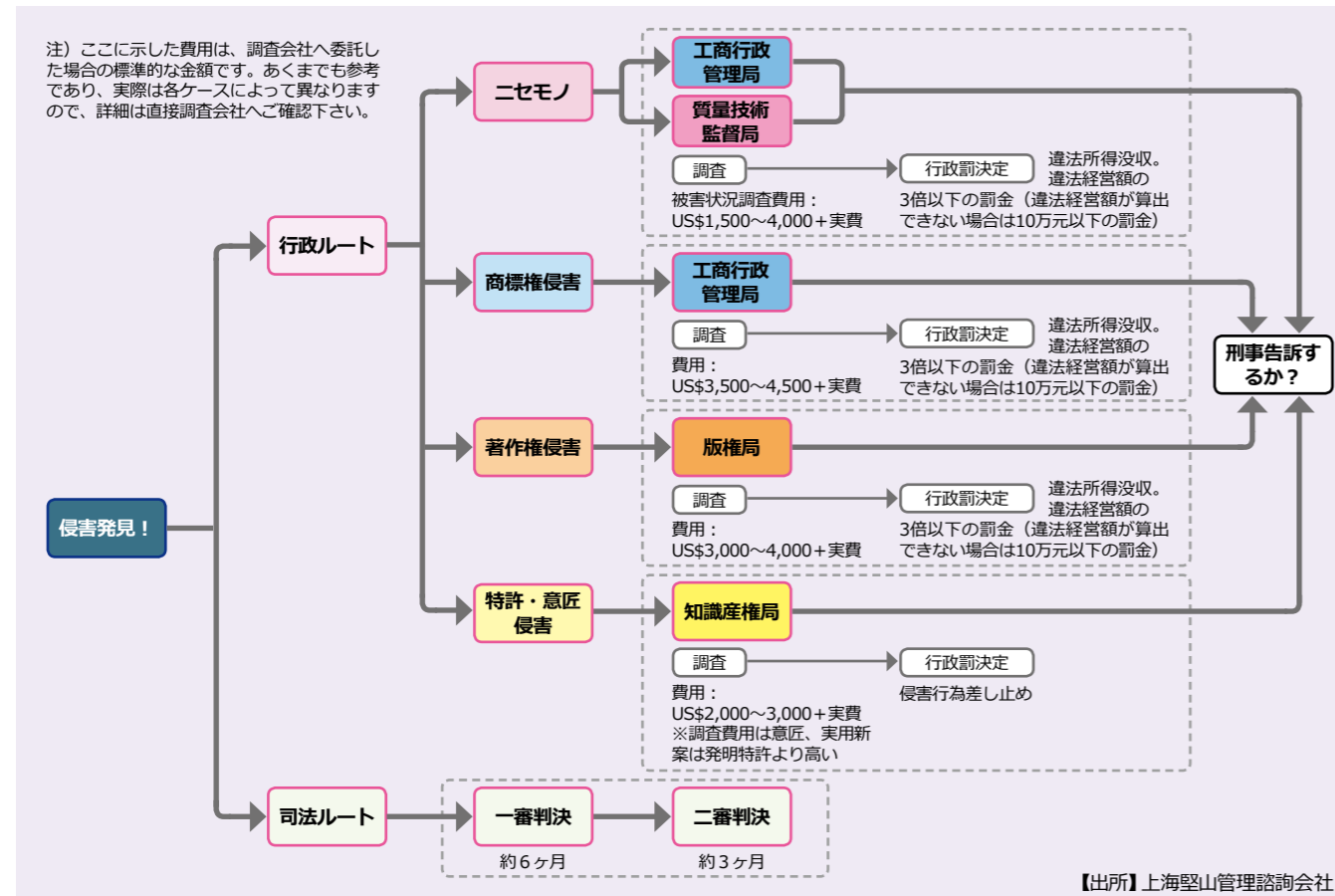
ネットビジネス拡大により侵害が増加

中国電子商務研究中心の発表によると、2015年第3四半期（7～9月）中国ネットビジネスB to C（小売り）の市場規模は9,449億元（約17兆9,531億円、1元＝約19円）に達し、前年同期比45.9%増となった。また、中国でのオンライン取引最大手であるアリババは、2015年11月11日（中国の独身者の日）の取引額は912億1,700万元に上り、前年比60%近く増加したと発表した。ネットビジネスの拡大とともに知的財産権侵害も増えている。特許庁の「2014年度模倣被害実態調査」では、模倣被害

を受けた日本企業のうち、約6割がインターネット上で模倣被害を受けたという結果が出ている。

長期的な対策により侵害再発を防止

講演した上海堅山管理諮詢会社の知的財産専門家によると、中国において、企業が取ることのできる模倣品摘発のルートは2つあるが、司法ルートは、行政ルートより所要期間が長く、高コストのため、一般的に、企業は行政ルートを利用するケースが多い。



ネット上の模倣被害の現状について、オフラインでの模倣品製造からオンラインでの販売までの「集団的侵害」や、権利侵害により当該ネット販売者の店舗を閉鎖した後、侵害者がまた別の店舗を開設するといった「繰り返し侵害」が深刻であること、検証が難しいため摘発までに時間を要する特徴があるとした上で、同専門家は「コストがかかる割には賠償金額が低く、効果もすぐあらわれにくい。企業は長期間にわたり、対策、取り締まりを実施する必要があることを理解しなければならない」と述べた。

ある日系企業は、大手ショッピングサイトにおいて、当初毎月2万件に上る模倣品を調査、検証、リング削除など一連の対策で、一時的に減らすことに成功したが、その後も約2年間かけ、サンプル購入、電話番号追跡などの対策を継続した結果、模倣品製造工場を摘発することができた。

同専門家は「集団的侵害」と「繰り返し侵害」の対策には、「緻密な調査を経て、模倣品の販売および製造の実体経営者を特定することで、実質的な効果を確保し、再犯を防止することができるが、模倣品のサプライチェーンを突き止めるまでには長期的な取り組みが必要」と語った。

専利法改正によりネット上での対策を強化

ネットビジネス拡大に伴い、中国政府はネットビジネスへの監督を強化している。2015年12月2日、中国国務

院法制弁公室は、4回目となる「中華人民共和国専利法改正草案（送審稿）」（注）に対する公開意見の募集を開始した。

改正草案では初めて、インターネットにおける間接的な権利侵害責任とネットサービスの提供者の法的責任を明確にする新規条文を追加したほか、権利侵害の繰り返し行為に対しては、専利行政部門は過料を科すことができ、違法経営額が5万元以上である場合は違法経営額の2倍以上5倍以下、違法経営額が5万元未満である場合は25万元以下と、処罰金額を明確に定めた。

今回の改正によってネット上で発生する模倣侵害への抑止効果が得られることが期待されている。

（注）中国専利法では、「専利」は日本の特許、実用新案、意匠に相当する権利。

【出所】ジェトロ通商弘報記事を本誌掲載用に修正。

本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。可能な限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、会員企業サポート室及びジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

